



島根県報

平成18年 3月22日 (水)
 第 1,761 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	1
島根県農業技術センター種苗等配付規程の一部改正	(農業経営課)	2
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)	2
換地処分(2件)	(")	3
保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	3
県道路線認定に関する告示の一部改正	(道路維持課)	3
県道路線の認定の一部改正	(")	4
県道の路線の認定の一部改正(21件)	(")	5
県道路線変更に関する告示の一部改正	(")	13
県道の路線の変更の一部改正(8件)	(")	13
都市計画事業変更の認可	(都市計画課)	15

公 告

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
---------------	---------	----

告 示

島根県告示第265号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 ジャンプ	通所介護	認知症高齢者デイサービス 宇賀の杜 楽舎	出雲市奥宇賀町23 - 1	平成18年 3月11日

島根県告示第266号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市三瓶土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

林 定義 大田市三瓶町多根イ518番地

島根県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月13日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（吉田）地区大迫女鹿山工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年3月13日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（吉田）地区本郷後山工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第271号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成2年8月8日農林水産省告示第1030号（一、三に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第272号

県道路線認定に関する告示（昭和30年島根県告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の3の項中 「浜田市大字黒川1,388番地」を「浜田市」に改め、「那賀郡今福村、同旭村、邑智郡市木村及び同先2級国道広島浜田線の交点」

村広島県界」を削り、

「本路線の終点は、広島県安佐郡可部町とし、同県内における重要な経過地は次のとおり。山県郡大朝町、同新庄村、同川迫村、同八重町、同壬生町、高田郡刈田村」を「終点 広島県広島市安佐北区可部町」を「広島県内の重要な経過地 山県 郡北広島町、安芸高田市八千代町」に改め、同表の7の項中

「八束郡美保町605番地先美保関神社前」を「松江市美保関町」に改め、「八束郡森山村」を削り、

「本路線の起点は、鳥取県西伯郡境町とする。」を「起点 鳥取県境港市」に改める。

島根県告示第273号

県道路線の認定（昭和41年島根県告示第423号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の3の項中「温泉津町（一般国道9号線の交点）」を「大田市温泉津町」に、「川本町（一般国道261号線の交点）」を「邑智郡川本町」に改め、同表の19の項中「大社町（主要地方道出雲大社線の交点）」を「出雲市大社町」に、「日御碕神社前」を「出雲市大社町日御碕」に改め、同表の20の項中「浜田市黒川（一般国道186号線の交点）」を「浜田市旭町」を「邑智郡邑南町」に、「本路線の終点は広島県双三郡作木村とする。」を「終点 広島県三次市石見町」

作木町市ヶ原」に改め、同表の22の項中「瑞穂町（一般国道261号線の交点）」を「邑智郡邑南町」に改め、「広島県高田郡美土里町」を削り、「本路線の起点は広島県高田郡吉田町とする。」を

「起点 広島県安芸高田市吉田町」に改め、同表の23の項中「安来市安来町（主要地方道三次安来線の交点）」を「安来市」に改め、「伯太町」を削り、「本路線の終点は鳥取県日野郡日南町とする。」を「終点 鳥取県日野郡日南町」に改め、同表の41の項中「石見大田停車場」を「大田市停車場」に改め、同表の45の項中「大田市大代町（主要地方道大田三次線の交点）」を「大田市」に、「江津市浅利（一般国道9号線の交点）」を「江津市」に改め、「温泉津町井田」を削り、同表の61の項中「東出雲町（一般国道9号線の交点）」を「八束郡東出雲町」に改め、同表の66の項中「斐川町（一般国道9号線の交点）」を「簸川郡斐川町」に改め、同表の67の項中「木次町（一般国道54号線の交点）」を「雲南市木次町」に改め「加茂町」を削り、同表の68の項中「多伎村（一般国道9号線の交点）」を「出雲市多伎町」に改め、同表の76の項中「江津市波子（一般国道9号線の交点）」を「江津市波子町」に改め、同表の94の項中「日原町（一般国道9号線の交点）」を「鹿足郡津和野町」に改め、同表の95の項中「柿木村（主要地方道徳山日原線の交点）」を「鹿足郡吉賀町柿木村」に改め、同表の103の項中「大田市五十猛町（一般国道9号線の交点）」を「大田市五十猛町」に改め、同表の106の項中「江津市黒松（一般国道9号線の交点）」を「江津市黒松町」に改め、同表の108の項中「国府町（一般国道9号線の交点）」を「浜田市下府町」に改め、同表の112の項中「斐川町（一般国道9号線の交点）」を「簸川郡斐川町」に改め、同表の125の項中「伯太町（主要地方道安来伯太日南線の交点）」を「安来市伯太町」に、「横田町（主要地方道出雲西城線の交点）」を「仁多郡奥出雲町」に改め、同表の146の項中「多伎村（一般国道9号線の交点）」を「出雲市多伎町」に、「出雲市大津町（一般国道9号線の交点）」を「出雲市大津町」に改め、同表の152の項中「佐田村宮内（県道須佐掛合線の交点）」を「出雲市佐田町」に、「掛合町（一般国道54号線の交点）」

を「雲南市掛合町」に改め、同表の155の項中「(一般国道 9 号線の交点)」を削り、同表の164の項中「石見町(県道皆井田江津線の交点)」を「邑智郡邑南町」に、「川本町(主要地方道温泉津川本線の交点)」を「邑智郡川本町」に改め、同表の166の項中「石見町(一般国道261号線の交点)」を「邑智郡邑南町」に、「江津市都野津(一般国道 9 号線の交点)」を「江津市」に改め、「桜江町」を削り、同表の169の項中「国府町(一般国道 9 号線の交点)」を「浜田市」に、「江津市敬川(一般国道 9 号線の交点)」を「江津市」に改め、同表の170の項中「江津市跡市(県道皆井田江津線の交点)」を「江津市跡市町」に改める。

島根県告示第274号

県道の路線の認定(昭和33年島根県告示第525号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月 22 日

島根県知事 澄 田 信 義

表の 2 の項中「(1 級国道 9 号の交点)」を削り、「平田市上田町(主要地方道松江平田大社線の交点)」を「出雲市平田町」に改め、同表の 3 の項中「江津市郷田(1 級国道 9 号の交点)」を「江津市」に、「邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町同郡石見町、同郡桜江町」を「邑智郡邑南町」に、「本路線の起点は広島県三次市とし同県内の重要な経過地は次のとおり 双三郡作木村」を「起点 広島県三次市」に改め、同表の 6 の項起点終点の欄中「能義郡伯太町」を「安来市伯太町」に改め、同項重要な経過地の欄中「安来市」を削り、同項備考の欄中「本路線の起点は鳥取県米子市とする。」を「起点 鳥取県米子市」に改め、同表の 7 の項中「能義郡広瀬町」を「安来市広瀬町」に改め、「能義郡伯太町」及び「安来市」を削り、「本路線の起点は鳥取県米子市とする。」を「起点 鳥取県米子市」に改め、同表の 8 の項中「出雲市上島町(主要地方道出雲西城線の交点)」を「出雲市」に、「大原郡大東町(県道松江大東木次線の交点)」を「雲南市大東町」に改め、「大原郡加茂町」を削り、同表の 9 の項中「出雲市朝山町(主要地方道出雲三次線の交点)」を「出雲市」に、「仁多郡仁多町(主要地方道出雲西城線の交点)」を「仁多郡奥出雲町」に、「飯石郡三刀屋町」を「雲南市」に改め、同表の13の項中「浜田市熱田(1 級国道 9 号の交点)」を「浜田市」に、「美濃郡美都町(主要地方道益田加計線の交点)」を「益田市美都町」に改め、「那賀郡弥栄村」を削り、同表の15の項中「益田市大字益田(1 級国道 9 号の交点)」を「益田市」に、「那賀郡三隅町(1 級国道 9 号の交点)」を「浜田市三隅町」に改め、同表の17の項中「(1 級国道 9 号の交点)」を削り、
「本路線の起点は山口県萩市とし同県内の重要な経過地は次のとおり 阿武郡むつみ村 同郡 阿東町 」を「起点 山口県萩市」に改め、同表の18の項中「大原郡大東町大字中湯石(県道松江大東木次線の交点)」を「雲南市大東町」に改め、「(1 級国道 9 号の交点)」を削り、「八束郡八雲村」を「松江市八雲町」に改め、同表の21の項中「能義郡伯太町大字赤屋」を「安来市伯太町」に、「本路線の起点は鳥取県西伯郡西伯町とする。」を「起点 鳥取県西伯郡南部町」に改め、同表の23の項中「大原郡木次町(県道木次広瀬線の交点)」を「雲南市木次町」に、「仁多郡斐上町(主要地方道出雲西城線の交点)」を「仁多郡奥出雲町」に改め、「仁多郡仁多町」を削り、同表の25の項中「仁多郡斐上町(主要地方道出雲西条線の交点)」を「仁多郡奥出雲町」に、
「本路線の終点は鳥取県日野郡伯南町とし同県内の重要な経過地は次 日野郡高宮村 」を「終点 鳥取県日野郡日南町」に改め、同表の26の項中「邑智郡邑智町(主要地方道大田三次線の交点)」を「邑智郡美郷町」に、「飯石郡赤来町(2 級国道広島松江線の交点)」を「飯石郡飯南町」に改め、同表の29の項中「那賀郡三隅町(1 級国道 9 号の交点)」を「浜田市三隅町」に、「美濃郡美都町(主要地方道益田加計線の交点)」を「益田市美都町」に改め、同表の30の項中「美濃郡美都町(主要地方道益田加計線の交点)」を「益田市美都町」に、「美濃郡匹見町(県道益田匹見線の交点)」を「益田市匹見町」に改め、同表の32の項中「鹿足郡日原町(1 級国道 9 号の交点)」を「鹿足郡津和野町」に、「本路線の終点は山口県阿武郡須佐町とする。」を「終点

山口県萩市に改め、同表の34の項中「鹿足郡六日市町(2級国道岩国益田線の交点)」を「鹿足郡吉賀町」に、「美濃郡匹見町(県道益田匹見線の交点)」を「益田市匹見町」に改め、同表の35の項中「鹿足郡六日市町(2級国道岩国益田線の交点)」を「鹿足郡吉賀町」に、「本路線の起点は山口県都野郡鹿野町とする。」を「起点 山口県周南市」に改め、同表の38の項中「(主要地方道松江境線の交点)」及び「(八束郡美保関町大字七類)」を削り、同表の42の項中「簸川郡大社町」を「出雲市大社町」に、「立久恵(出雲市乙立町)」を「出雲市乙立町」に改め、同表の47の項中「能義郡伯太町(県道横田伯太安来線の交点)」を「安来市伯太町」に、

「本路線の起点は鳥取県日野郡多里

村とし同県内の重要な経過地は次

のとおり 日野郡伯南町

同郡 高宮村

を「起点 鳥取県日野郡日南町」に改め、同表の52の項中「那賀郡三隅町黒沢上古

和(県道三隅美都線の交点)」を「浜田市三隅町」に、「浜田市大字細谷(2級国道広島浜田線の交点)」を「浜田市河内町」に改め、「那賀郡弥栄村」を削り、同表の54の項中「能義郡広瀬町」を「安来市広瀬町」に、「1級国道9号の交点(安来市荒島町)」を「安来市荒島町」に改め、同表の56の項中「平田市寺町(県道出雲平田線の交点)」を「出雲市平田町」に、「1級国道9号の交点(簸川郡斐川村下荘原)」を「簸川郡斐川町」に改め、同表の59の項中「邑智郡川本町本町」を「邑智郡川本町」に、「1級国道9号の交点(大田市大家本郷)」を「大田市」に改め、同表の61の項中「邑智郡邑智町大字君谷(主要地方道大田三次線の交点)」を「邑智郡美郷町」に、「1級国道9号の交点(大田市大森町)」を「大田市」に改め、同表の63の項中「美濃郡匹見町(県道大口市匹見線の交点)」を「益田市匹見町」に、「2級国道岩国益田線の交点(鹿足郡日原町大字左鏡)」を「鹿足郡津和野町」に改め、同表の64の項中「安来港(安来市安来町)」を「安来港」に、「1級国道9号の交点(安来市安来町)」を「安来市安来町」に改め、同表の65の項中「(松江市八幡町)」を削り、「1級国道9号の交点(松江市矢田町)」を「松江市竹矢町」に改め、同表の67の項中「(浜田市大元町)」を削り、「1級国道9号の交点(浜田市大辻町)」を「浜田市元浜町」に改め、同表の68の項中「(平田市小伊津町)」を削り、「主要地方道松江平田大社線の交点(平田市平田町)」を「出雲市平田町」に改め、同表の70の項中「(益田市高津町)」を削り、「1級国道9号の交点(益田市吉田町)」を「益田市中島町」に改め、同表の72の項中「馬湯停車場」を「東松江停車場」に、「1級国道9号の交点(松江市八幡町)」を「松江市八幡町」に改め、同表の73の項中「1級国道9号の交点(松江市浜乃木町)」を「松江市浜乃木」に改め、同表の74の項中「1級国道9号の交点(八束郡玉湯村大字湯町)」を「松江市玉湯町」に改め、同表の75の項中「1級国道9号の交点(八束郡宍道町)」を「松江市宍道町」に改め、同表の76の項中「主要地方道松江平田大社線の交点(平田市本町)」を「出雲市平田町」に改め、同表の78の項中「主要地方道出雲西城線の交点(大原郡木次町)」を「雲南市木次町」に改め、同表の86の項中「1級国道9号の交点(浜田市熱田)」を「浜田市熱田町」に改め、同表の88の項中「県道江津川本線の交点(邑智郡川本町本町)」を「邑智郡川本町」に改め、同表の92の項中「主要地方道大田温泉津江津線の交点(江津市江東町)」を「江津市黒松町」に改め、同表の93の項中「1級国壘9号の交点(江津市浅利町)」を「江津市浅利町」に改め、同表の94の項中「県道浜田江津線の交点(那賀郡国府町大字下府)」を「浜田市下府町」に改め、同表の95の項中「1級国道9号の交点(浜田市大字治和)」を「浜田市治和町」に改め、同表の96の項中「三保三隅停車場線」を「三隅停車場線」に、「1級国道9号の交点(那賀郡三隅町)」を「浜田市三隅町」に改め、同表の97の項中「県道益田種三隅線の交点(那賀郡三隅町大字岡見)」を「浜田市三隅町」に改め、同表の98の項中「2級国道下関益田線の交点(益田市大字飯浦)」を「益田市飯浦町」に改め、同表の99の項中「県道出雲大東線の交点(大原郡加茂町)」を「雲南市加茂町」に改め、同表の100の項中「県道木次広瀬線の交点(大原郡大東町)」を「雲南市大東町」に改め、同表の101の項中「県道多里斐上線の交点(仁多郡斐上町大字横田)」を「仁多郡奥出雲町」に改め、同表の102の項中「主要地方道出雲西城線の交点(仁多郡斐上町大字八川)」を「仁多郡奥出雲町」に改め、同表の104の項中「1級国道9号の交点(鹿足郡日原町大字富田)」を「鹿足郡津和野町」に改め、同表の105の項中「県道松江広瀬線の交点(松江市上乃木町)」を「松江市上乃木」に改め、同表の106の項中「1級国道9号の交点(松江市八幡町)」を「松江市八幡町」に改め、同表の107の項中「県道横田伯太安来線の交点(安来市佐久保町)」を「安来市佐久保町」に改め、同表の109の項中「主要地方道松江平田大社線の交点(平田市平田町)」を「出雲市平田町」に改め、同表の112の項中「八束郡八束村大字入江」を「松江市八束町入

江」に改め、同表の114の項中「(主要地方道松江境線の交点)」を削り、「松江市雑賀町(1級国道9号の交点)」を「松江市豎町」に改め、同表の116の項中「能義郡布部村(主要地方道安来三成線の交点)」を「安来市広瀬町」に改め、「(1級国道9号の交点)」を削り、同表の117の項中「能義郡伯太町(県道横田伯太安来線の交点)」を「安来市伯太町」に、「本路線の起点は鳥取県日野郡高宮村大字本山とする。」を「起点 鳥取県日野郡日南町」に改め、同表の118の項中「大原郡大東町海潮(県道松江大東木次線の交点)」を「雲南市大東町」に、「八束郡宍道町(1級国道9号の交点)」を「松江市宍道町」に改め、同表の120の項中「大原郡大東町阿用(県道木次広瀬線の交点)」を「雲南市大東町上久野」に、「大原郡大東町(県道松江大東木次線の交点)」を「雲南市大東町」に改め、同表の122の項中「仁多郡斐上町(県道斐上伯南線の交点)」を「仁多郡奥出雲町」に、「本路線の起点は鳥取県日野郡高宮村大字印賀とする。」を「起点 鳥取県日野郡日南町」に改め、同表の125の項中「飯石郡吉田村杉戸」を「雲南市吉田町」に、「仁多郡仁多町(県道出雲仁多線の交点)」を「仁多郡奥出雲町」に改め、同表の126の項中「飯石郡吉田村」を「雲南市吉田町」に、「飯石郡三刀屋町(2級国道広島松江線の交点)」を「雲南市三刀屋町」に改め、同表の127の項中「大原郡木次町(主要地方道出雲西城線の交点)」を「雲南市木次町」に改め、「飯石郡三刀屋町」を削り、同表の129の項中「仁多郡斐上町大字下横田」を「仁多郡奥出雲町」に改め、「(仁多郡仁多町)」を削り、同表の130の項中「平市十六島町」を「出雲市十六島町」に改め、「(簸川郡斐川村大字上直江)」を削り、同表の135の項中「簸川郡佐田村大字西窪田」を「出雲市佐田町」に改め、「(簸川郡多伎村大字小田)」を削り、同表の136の項中「簸川郡佐田村窪田」を「出雲市佐田町」に、「大田市山口町(県道大田三刀屋線の交点)」を「大田市」に改め、同表の137の項中「簸川郡多伎村大字口田儀」を「出雲市多伎町」に、「大田市大田町(県道大田三刀屋線の交点)」を「大田市」に改め、同表の138の項中「大田市三瓶町池田」を「大田市三瓶町」に改め、「(大田市久手町)」を削り、同表の139の項中「(主要地方道大田三次線の交点)」を削り、同表の140の項中「(大田市五十猛町)」を削り、同表の141の項中「邑智郡邑智町大字別府」を「邑智郡美郷町」に改め、「(県道川本邑智線の交点)」を削り、同表の143の項中「邇摩郡仁摩町大國」を「大田市仁摩町」に改め、「(邇摩郡仁摩町馬路)」を削り、同表の144の項中「邑智郡羽須美村大字宇津井」を「邑智郡邑南町宇都井」に、「邑智郡羽須美村大字阿須那(県道三次江津線の交点)」を「邑智郡邑南町阿須那」に改め、同表の150の項中「那賀郡旭村大字都川」を「浜田市旭町」に、「本路線の終点は広島県山県郡芸北町大字中野とする。」を「終点 広島県山県郡北広島町中野」に改め、同表の152の項中「那賀郡弥栄村大字長安本郷」を「浜田市弥栄町長安本郷」に、「那賀郡弥栄村大字野坂(県道浜田美都線の交点)」を「浜田市弥栄町野坂」に改め、同表の153の項中「浜田市大字内村一の瀬」を「浜田市内村町」に、「浜田市折居(1級国道9号の交点)」を「浜田市折居町」に改め、同表の154の項中「那賀郡三隅町」を「浜田市三隅町」に、「浜市長浜(1級国道9号の交点)」を「浜市内田町」に改め、同表の155の項中「浜田市美川」を「浜市内田町」に、「浜田市周布町(1級国道9号の交点)」を「浜田市治和町」に改め、同表の156の項中「那賀郡金城村大字波佐」を「浜田市金城町」に、「美濃郡匹見町(県道六日市匹見線の交点)」を「益田市匹見町」に改め、同表の157の項中「那賀郡金城村大字波佐」を「浜田市金城町」に、「本路線の終点は広島県山県郡芸北町とする。」を「終点 広島県山県郡北広島町」に改め、同表の158の項中「益田市大字下種字野地」を「益田市下種町」に改め、「(益田市大字下平原)」を削り、同表の159の項中「美濃郡美都町大字東仙道」を「益田市美都町」に改め、「(益田市津田町)」を削り、同表の160の項中「益田市下本郷」を「益田市乙吉町」に、「益田市上吉田(1級国道9号の交点)」を「益田市駅前町」に改め、同表の164の項中「益田市大字美濃地」を「益田市美濃地町」に改め、「(益田市神田)」を削り、同表の167の項中「鹿足郡六日市町(県道佐伯六日市線の交点)」を「鹿足郡吉賀町」に、「本路線の起点は山口県玖珂郡錦町大字須川とする。」を「起点 山口県岩国市」に改め、同表の170の項中「周吉郡中村」を「隠岐郡隠岐の島町中村」に改め、「(隠地郡都万村)」を削り、同表の171の項中「海士郡海士村大字福井」を「隠岐郡海士町大字福井」に改める。

島根県告示第275号

県道の路線の認定(昭和34年島根県告示第626号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の175の項中「川平停車場 (江津市川平町)」を「川平停車場」に改め、同表の177の項中「飯石郡吉田村大字吉田町」を「雲南市吉田町」に、「飯石郡頓原町 (2級国道広島松江線の交点)」を「飯石郡飯南町」に改め、同表の178の項中「川平停車場 (江津市川平町)」を「川平停車場」に、「1級国道9号の交点 (江津市都治本郷)」を「江津市松川町」に改め、同表の179の項中「湯里停車場 (邇摩郡温泉津町大字湯里)」を「湯里停車場」に、「1級国道9号の交点 (大田市祖式町)」を「大田市祖式町」に改め、同表の180の項中「主要地方道大田温泉津江津線の交点 (大田市久手町)」を「大田市久手町」に改め、同表の183の項中「1級国道9号の交点 (江津市郷田)」を「江津市江津町」に改め、同表の184の項中「八束郡美保関町大字七類」を「松江市美保関町七類」に、「主要地方道境美保関線の交点 (八束郡美保関町)」を「松江市美保関町福浦」に改め、同表の185の項中「県道千酌鹿島松江線の交点 (八束郡島根村)」を「松江市島根町」に改め、同表の186の項中「主要地方道松江境線の交点 (松江市本庄町)」を「松江市邑生町」に改め、同表の191の項中「知夫郡西ノ島町大字珍崎」を「隠岐郡西ノ島町大字浦郷」に、「浦郷港 (知夫郡西ノ島町)」を「浦郷港」に改める。

島根県告示第276号

県道の路線の認定(昭和38年島根県告示第1053号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の195の項中「周吉郡西郷町大字今津 (隠岐飛行場入口)」を「隠岐空港」に、「周吉郡西郷町大字西町 (西郷・五箇・中村線の交点)」を「隠岐郡隠岐の島町下西」に改める。

島根県告示第277号

県道の路線の認定(昭和44年島根県告示第701号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の195の項中「(一般国道9号の交点)」を削り、同表の196の項中「浜田市大字長浜和木」を「浜田商港」に改め、「(一般国道9号の交点)」を削り、同表の197の項中「(県道浜田八重可部線の交点)」を削り、「江津市大字波子 (県道波子停車場線の交点)」を「波子停車場」に改める。

島根県告示第278号

県道の路線の認定(昭和45年島根県告示第583号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の198の項中「(一般国道9号の交点)」を削る。

島根県告示第279号

県道の路線の認定(昭和47年島根県告示第208号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の25の項中「松江市」を「松江市上乃木」に、「八束郡島根町」を「松江市島根町」に改め、「鹿島町」を削り、同表の28の項中「邇摩郡仁摩町」を「大田市仁摩町」に、「邑智郡瑞穂町」を「邑智郡邑南町」に、「大田市川本町」を「邑智郡川本町」に改め、同表の4の項中「飯石郡三刀屋町」を「雲南市三刀屋町」に改め、同表の162の項中「邑智郡瑞穂町大字高見」を「邑智郡邑南町高見」に、「邑智郡瑞穂町大字出羽」を「邑智郡邑南町出羽」に改め、同表の200の項中「益田市高津」を「益田市高津町」に改め、同表の195の項中「益田市神田」を「益田市神田町」に改め、同表の182の項中「益田市大字長沢字須川谷」を「益市長沢町」に、「鹿足郡日原町」を「鹿足郡津和野町」に改める。

島根県告示第280号

県道の路線の認定(昭和47年島根県告示第595号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の200の項中「邇摩郡仁摩町」を「大田市仁摩町」に改め、同表の256の項中「益田市高津」を「益田市高津町」に改め、同表の263の項中「八束郡玉湯町湯町」を「松江市玉湯町」に改め、同表の318の項中「隠岐郡海士町日の津崎港」を「隠岐郡海士町大字海士崎港」に改め、同表の235の項中「邇摩郡仁摩町」を「大田市仁摩町」に改める。

島根県告示第281号

県道の路線の認定(昭和52年島根県告示第185号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の15の項中「仁多郡横田町」を「仁多郡奥出雲町」に改め、同表の38の項中「飯石郡掛合町」を「雲南市掛合町」に、「仁多郡仁多町大字上阿井」を「仁多郡奥出雲町」に改め、「吉田村」を削り、同表の39の項中「簸川郡湖陵町」を「出雲市湖陵町」に、「飯石郡掛合町」を「雲南市掛合町」に改め、「佐田町」を削り、同表の40の項中「飯石郡掛合町大字波多」を「雲南市掛合町」に、「邑智町」を「邑智郡美郷町」に、「頓原町」を「飯石郡飯南町」に改め、同表の41の項中「邑智郡桜江町」を「江津市桜江町」に、「那賀郡金城町」を「浜田市金城町」に改め、同表の351の項中「平田市鹿園寺町」を「出雲市鹿園寺町」に、「簸川郡大社町大字杵築北」を「出雲市大社町」に改め、同項重要な経過地の欄中「出雲市」を削り、同表の279の項中「出雲市外園町」を「出雲市西園町」に改め、同表の323の項中「仁多郡仁多町大字上阿井」を「仁多郡奥出雲町上阿井」に、「仁多郡横田町大字八川」を「仁多郡奥出雲町八川」に改め、同表の325の項中「簸川郡佐田町」を「出雲市佐田町」に、「飯石郡頓原町大字八神」を「飯石郡飯南町」に改め、同表の326の項中「飯石郡頓原町」を「飯石郡飯南町頓原」に、「飯石郡頓原町大字八神」を「飯石郡飯南町八神」に改める。

島根県告示第282号

県道の路線の認定（昭和57年島根県告示第984号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の1の項中「能義郡伯太町」を「安来市伯太町」に、

「起点

鳥取県日野郡溝口町

「起点 鳥取県西伯郡伯耆町

鳥取県内の重要な経過地

を 鳥取県内の重要な経過地 西伯郡南部町」

に改め、同表の23の項中「簸川郡大社町」

西伯郡会見町、同郡西伯町」

を「出雲市大社町」に改め、「平田市」を削り、同表の37の項中「松江市」を「松江市袖師町」に、「八束郡美保関町」を「松江市美保関町」に改め、「八束郡鹿島町」及び「八束郡島根町」を削り、同表の44の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町下西」に、「隠岐郡五箇村」を「隠岐郡隠岐の島町郡」に改め、「隠岐郡都万村」を削り、同表の45の項中「大原郡木次町」を「雲南市木次町」に、「能義郡広瀬町」及び「大原郡大東町」を削り、同表の46の項中「邑智郡桜江町」を「江津市桜江町」に改め、同表の47の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町港町」に、「隠岐郡布施村」を「隠岐郡隠岐の島町布施」に改め、同表の175の項中

「

八束郡鹿島町
松江市

を

「

松江市鹿島町
松江市東生馬町

に改める。

」

島根県告示第283号

県道の路線の認定（昭和58年島根県告示第998号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の16の項中「鹿足郡六日市町」を「鹿足郡吉賀町」に、

「終点

山口県玖珂郡錦町」

を「終点 山口県岩国市」に改める。

島根県告示第284号

県道の路線の認定（昭和61年島根県告示第1156号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の327の項中「邑智郡瑞穂町大字市木」を「邑智郡邑南町市木」に、「邑智郡石見町大字井原」を「邑智郡邑南町井原」に改める。

島根県告示第285号

県道の路線の認定（昭和63年島根県告示第555号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄田信義

表の328の項中 「益田市高津町
を「益田市高津町」に改める。
(一般国道191号交点)」

島根県告示第286号

県道の路線の認定(平成 3 年島根県告示第866号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の352の項中「平田市鹿園寺町」を「出雲市鹿園寺町」に改める。

島根県告示第287号

県道の路線の認定(平成 6 年島根県告示第288号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の170の項中「益田市飯浦町」を「益田市」に、「鹿足郡日原町大字青原」を「鹿足郡津和野町」に改める。

島根県告示第288号

県道の路線の認定(平成 6 年島根県告示第408号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の11の項中「那賀郡旭町」を「浜田市旭町」に、「広島県山県郡戸河内町」を「広島県山県郡安芸太田町」に、「山
県郡芸北町」を「山県郡北広島町」に改め、同表の25の項中「八束郡玉湯町」を「松江市玉湯町」に、

「八束郡宍道町

大原郡大東町 を 「雲南市
仁多郡奥出雲町」 に改め、同表の52の項中「那賀郡弥栄村」を「浜田市弥栄町」に改め、「那賀郡
仁多郡仁多町」

金城町」を削り、表の55の項中「邑智郡瑞穂町」を「邑智郡邑南町」に、「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に、「邑
智郡大和村」を「邑智郡美郷町」に改め、同表の56の項中「簸川郡佐田町」を「出雲市佐田町」に改め、同表の57の項中
「八束郡宍道町大字佐々布」を「松江市宍道町」に改め、同表の110の項中「仁多郡横田町」を「仁多郡奥出雲町」に、
「広島県比婆郡高野町」を「広島県庄原市高野町」に改め、同表の114の項中「那賀郡金城町今福」を「浜田市金城町」
に、「広島県山県郡芸北町」を「広島県山県郡北広島町」に改め、同表の185の項中「飯石郡三刀屋町」を「雲南市三刀
屋町」に、「簸川郡佐田町」を「出雲市佐田町」に改め、同表の294の項中「邑智郡羽須美村」を「邑智郡邑南町」に、
「邑智郡大和村」を「邑智郡美郷町」に改める。

島根県告示第289号

県道の路線の認定(平成 7 年島根県告示第341号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の123の項中「鹿足郡柿木村」を「鹿足郡吉賀町柿木村」に改め、「山口県内の重要な経過地 佐波郡徳地町」を削
り、同表の176の項中「飯石郡掛合町」を「雲南市掛合町」に、「大原郡大東町」を「雲南市大東町」に改め、「飯石郡
三刀屋町」及び「大原郡木次町」を削り、同表の183の項中「出雲市上島町」を「出雲市」に改め、同表の249の項中「八

束郡八雲村」を「松江市八雲町」に改め、同表の254の項中「浜田市上府町」を「浜田市宇野町」に改め、同表の265の項中「安来市黒井田町」を「安来市島田町」に改め、同表の274の項中「能義郡広瀬町大字東比田」を「安来市広瀬町東比田」に、「能義郡広瀬町大字布部」を「安来市広瀬町布部」に改め、同表の296の項中「邑智郡大和村」を「邑智郡美郷町」に改め、同表の314の項中「美濃郡美都町」を「益田市美都町」に、「美濃郡匹見町大字澄川」を「益田市匹見町」に改め、同表の323の項中「隠岐郡西郷町大字池田」を「隠岐郡隠岐の島町池田」に、「隠岐郡西郷町大字中町」を「隠岐郡隠岐の島町中町」に改め、同表の329の項中「邑智郡桜江町」を「江津市桜江町」に改める。

島根県告示第290号

県道の路線の認定（平成8年島根県告示第434号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の109の項中「邑智郡瑞穂町」を「邑智郡邑南町」に、「広島県高田郡高宮町」を「広島県安芸高田市高宮町 広島県内の重要な経過地 安芸高田市美土里町」に改める。

島根県告示第291号

県道の路線の認定（平成9年島根県告示第358号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の332の項中「飯石郡三刀屋町大字三刀屋」を「雲南市三刀屋町」に、「大原郡木次町大字里方」を「雲南市木次町」に改める。

島根県告示第292号

県道の路線の認定（平成11年島根県告示第176号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の335の項中「八束郡宍道町」を「松江市宍道町」に改める。

島根県告示第293号

県道の路線の認定（平成12年島根県告示第163号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の336の項中「飯石郡吉田村」を「雲南市吉田町」に改める。

島根県告示第294号

県道の路線の認定（平成13年島根県告示第292号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の338の項中「八束郡八束町江島」を「松江市八束町」に改める。

島根県告示第295号

県道路線変更に関する告示（昭和30年島根県告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の12の項中「鹿足郡日原町大字枕瀬566番地先 1 級国道 9 号の交点」を「鹿足郡津和野町」に、

「本路線の起点は山口県徳山市

とし同県内における重要な経

過地は次のとおり。

都濃郡南陽町

を「起点 山口県周南市」に改め、同表の17の項中「大田市大田町大字大田口948番の

5 地先 1 級国道 9 号の交点」を「大田市大田町」に、「大田市佐比売町大字志学字正路蔵屋敷口419番地先」を「大田市三瓶町」に改め、同表の20の項中「浜田市片庭町 2 番地先 1 級国道 9 号の交点」を「浜田市片庭町」に、「浜田市大字原井字瀬戸ヶ島浜田港」を「浜田港」に改め、同表の45の項中「益田市大字上吉田字元町94番の 3 地先 1 級国道 9 号の交点」を「益田停車場」に、「益田市益田停車場」を「益田市栄町」に改める。

島根県告示第296号

県道の路線の変更（昭和38年島根県告示第1054号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の190の項中「知夫郡知夫村大字薄毛」を「隠岐郡知夫村大字薄毛」に改める。
知夫郡知夫村大字古海」 隠岐郡知夫村大字古海」

島根県告示第297号

県道の路線の変更（昭和41年島根県告示第426号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の10の項中 「 出雲市白枝町（一般国道 9 号線の交点）
簸川郡大社町字杵築神社前 」 を 「 出雲市渡橋町
出雲市大社町 」 に改

め、同表の15の項中「出雲市今市町漆垣（一般国道 9 号線の交点）」を「出雲市今市町」に改め、同表の47の項中「邑智郡瑞穂町田所（一級国道261号線の交点）」を「邑智郡邑南町」に、「那賀郡国府町（県道下府江津線の交点）」を「浜田市」に改め、同表の72の項中「温泉津町（一般国道 9 号線の交点）」を「大田市温泉津町」に改め、同表の73の項中

「 福光停車場
温泉津町福波（一般国道 9 号線の交点） 」 を 「 石見福光停車場
大田市温泉津町 」 に改め、同表の105

の項中「温泉津町（一般国道 9 号線の交点）」を「大田市温泉津町」に改め、同表の130の項中

「 鹿島町北講武
松江市西浜佐陀町（主要地方道松江平田大社線の交点） 」 を

「
松江市鹿島町
」

に改め、同表の145の項中「大社町大字逢坂（主要地方

道松江平田大社線の交点）」を「出雲市大社町」に改め、「（一般国道9号線の交点）」を削る。

島根県告示第298号

県道の路線の変更（昭和45年島根県告示第584号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の96の項中「松江市殿町（県道松江平田大社線の交点）」を「松江市殿町」に改める。

島根県告示第299号

県道の路線の変更（昭和47年島根県告示第596号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の24の項中「松江市横浜町」を「松江市」に、「大原郡木次町」を「雲南市木次町」に改め、「大東町」を削り、同表の126の項中「益田市大字須子」を「益田市」に改める。

島根県告示第300号

県道の路線の変更（昭和49年島根県告示第377号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の323の項中「八束郡鹿島町大字恵曇町」を「松江市鹿島町」に改め、同表の324の項中「八束郡東出雲町大字揖屋町」を「八束郡東出雲町大字揖屋」に改める。

島根県告示第301号

県道の路線の変更（平成6年島根県告示第290号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の17の項中 「^{「終点}
山口県阿武郡田万川町」 を「終点 山口県萩市」に改める。

島根県告示第302号

県道の路線の変更（平成6年島根県告示第410号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表の4の項中「邑智郡羽須美村」を「邑智郡邑南町」に、「広島県高田郡甲田町」を「広島県安芸高田市甲田町」に、「広島県双三郡作木村」を「広島県三次市作木町」に、「高田郡高宮村」を「安芸高田市高宮町」に改め、同表の54の項

中「美濃郡匹見町」を「益田市匹見町」に改め、「美濃郡美都町」を削る。

島根県告示第303号

県道の路線の変更（平成15年島根県告示第936号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

表中 「

松江市本庄町
松江市殿町

」 を 「

松江市上本庄町
松江市殿町

」 に改める。

島根県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成13年島根県告示第687号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業 7・6・4 号鉄道南沿線

3 事業施行期間

平成13年 9 月18日から平成21年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 3 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

江津市波積町本郷178番 3 外10筆

面積 7,066.52平方メートル（ 2 工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江津市江津町1525番地

江津市土地開発公社

理事長 中島廣吉

